

一般社団法人ディバースライン

講習・会議等の諸手当に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、講習・会議等をおこなう場合の謝礼金等諸手当に関する事項を定めるものとする。

(諸手当)

第2条 諸手当は、謝金、旅費とし、支出基準額は【別表1】のとおりとする。

(支出の特例)

第3条 特別の事情により本規程に定める基準に基づかない謝礼等の支出をする場合は、予め承認を得るものとする。

付 則

施行年月日 令和3年4月1日

【別表 1】

講師謝金等	1回あたり	30,000円
講師補助謝金等	1回あたり	10,000円
助言謝金等	1時間あたり	15,000円